

○ 総務省令第二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則及び第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十七日

総務大臣 高市 早苗

電気通信事業法施行規則及び第二種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(書面解除に伴い利用者が支払うべき金額)</p> <p>第二十二條の二の九 法第二十六條の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。</p> <p>【一 略】</p> <p>一 書面解除に係る電気通信役務が仮想移動電気通信サービス(移動端末設備(携帯電話、PHS端末又は無線設備規則第四十九條の二十八若しくは第四十九條の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。))を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの(当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。)をいう。第二十二條の二の十五において同じ。)であつて、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が次のイ又はロに掲げるものである場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定める額に相当する額(当該額が当該電気通信役務の提供に用いるSIMカード(第二十三條の九の五第一項第三号に規定するものをいう。以下この号において同じ。))の提供に要する費用の額として当該電気通信役務の利用者に対し通常請求される費用の額を超える場合にあつては、当該通常請求される費用の額)</p> <p>イ 第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する電気通信事業者(当該電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供(二以上の段階にわたる当該卸電気通信役務の提供を含む。))を受ける電気通信事業者を含む。) <del>第二十三條の九の三第一項に規定する接続料のうち、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)第四条第二項第三号に規定する部分に係る接続料</del></p> <p>【ロ 略】</p> <p>【三〇五 略】</p> <p>(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)</p> <p>第二十三條の九の三 法第三十四條第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から様式第十七の四の七まで、<del>様式第十七の四の九(第二種指定電気通信設備接続料規則第十六條第一項の規定に基づき接続料(第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条において同じ。))を設定する場合には、様式第十七の四の二から様式第十七の四の九まで)及び総務大臣が別に告示する様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。</del></p> <p>【一〇五 略】</p> <p>2 前項の接続約款を変更しようとする者が第二種指定電気通信設備接続料規則第十七條第一項</p>	<p>(書面解除に伴い利用者が支払うべき金額)</p> <p>第二十二條の二の九 【同上】</p> <p>【一 同上】</p> <p>二 【同上】</p> <p>イ 第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する電気通信事業者(当該電気通信事業者から当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供(二以上の段階にわたる当該卸電気通信役務の提供を含む。))を受ける電気通信事業者を含む。) <del>第二十三條の九の三に規定する接続料のうち、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)第四条第二項第三号に規定する部分に係る接続料</del></p> <p>【ロ 同上】</p> <p>【三〇五 同上】</p> <p>(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)</p> <p>第二十三條の九の三 法第三十四條第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から<del>第十七の四の七まで(第二種指定電気通信設備接続料規則第十六條第一項の規定に基づき接続料を設定する場合には、第十七の四の八まで)及び総務大臣が別に告示する様式の接続料(第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条において同じ。))の算出の根拠に関する説明を記載した書類</del>その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。</p> <p>【一〇五 同上】</p> <p>【新設】</p>

の規定により、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第十三条第三項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）又は精算接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第十三条第四項に規定する精算接続料をいう。以下同じ。）を計算し、当該予測接続料又は当該精算接続料について接続約款を変更しようとする者である場合における前項の規定の適用については、同項中「その実施の日の七日前までに」とあるのは、当該予測接続料について接続約款を変更しようとする者にあつては「基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第十七条第一項に規定する基礎事業年度をいう。）の経過後十一月以内」と、当該精算接続料について接続約款を変更しようとする者にあつては「基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第十七条第一項に規定する基礎事業年度をいう。）の経過後九月以内」とする。

様式第17の4の2（第23条の9の3関係）

1 音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出

[表略]

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「MNP転送機能」は同表1の項ハに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同表1の項ニに掲げる機能をいう。

[2～5 略]

2 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出

	データ伝送業務に係る費用			回線容量課金対象外費用			回線容量課金対象費用			接続料対象外費用			接続料原価		
	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)
営業費															
運用費															
施設保全費															
共通費															
管理費															

様式第17の4の2（第23条の9の3関係）

1 [同左]

[表同左]

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項ハに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項ニに掲げる機能をいう。

[2～5 同左]

2 [同左]

	データ伝送業務に係る費用	回線容量課金対象外費用	回線容量課金対象費用	接続料対象外費用	接続料原価
営業費					
運用費					
施設保全費					
共通費					
管理費					
試験研究費					
研究費償却					
減価償却費					
固定資産除却費					

試験研究費																				
研究費償却																				
減価償却費																				
固定資産除却費																				
通信設備使用料																				
租税公課																				
合計																				
費用区分	算定方法																			
営業費																				
運用費																				
施設保全費																				
共通費																				
管理費																				
試験研究費																				
研究費償却																				
減価償却費																				
固定資産除却費																				
通信設備使用料																				
租税公課																				

[注1～5 略]

- 6 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第7条第1項及び第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測に基づき第二種指定設備管理運営費を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した費用を記載すること。
- 7 「予測値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第7条第1項及び第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測に基づき算定された額を、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以

通信設備使用料																				
租税公課																				
合計																				

[注1～5 同左]

- [新設]
- [新設]

下同じ。)を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

8 「算定方法」の欄には、費用区分ごとに、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

[新設]

2の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出

	接続料原価			備考
	実績値 (事業年度)	参考値 (事業年度)	予測値 (事業年度)	
営業費				
運用費				
施設保全費				
共通費				
管理費				
試験研究費				
研究費償却				
減価償却費				
固定資産除却費				
通信設備使用料				
租税公課				
合計				

費用区分	算定方法
営業費	
運用費	
施設保全費	
共通費	
管理費	
試験研究費	
研究費償却	
減価償却費	
固定資産除却費	
通信設備使用料	

2の2 [同左]

	接続料原価	備考
営業費		
運用費		
施設保全費		
共通費		
管理費		
試験研究費		
研究費償却		
減価償却費		
固定資産除却費		
通信設備使用料		
租税公課		
合計		

租税公課

[注1～3 略]

4 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第7条第1項及び第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測に基づき第二種指定設備管理運営費を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した費用を記載すること。

5 「予測値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第7条第1項及び第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測に基づき算定された額を、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。

6 「算定方法」の欄には、費用区分ごとに、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

2の3 データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出

[表略]

[注1・2 略]

3 注1及び注2の規定にかかわらず、第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第6項により接続料を算定する場合には、「営業費」から「租税公課」までの欄に代えて、「SIMカードの調達費用」及び「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の欄を設けて記載すること。この場合において、「SIMカードの調達費用」の「備考」の欄には、当該SIMカードの調達費用の算定期間及び算定方法を、「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の「備考」の欄には、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用の算定方法を記載すること。

[4・5 略]

3 機能別接続料原価算入営業費明細表

[表略]

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同表1の項ロに掲げる機能を、「MNP転送機能」は同表1の項ハに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同表1の項ニに掲げる機能をいう。

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の接続料原価

[注1～3 同左]

[新設]

[新設]

[新設]

2の3 [同左]

[表同左]

[注1・2 同左]

3 注1及び注2の規定にかかわらず、第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により接続料を算定する場合には、「営業費」から「租税公課」までの欄に代えて、「SIMカードの調達費用」及び「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の欄を設けて記載すること。この場合において、「SIMカードの調達費用」の「備考」の欄には、当該SIMカードの調達費用の算定期間及び算定方法を、「SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用」の「備考」の欄には、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用の算定方法を記載すること。

[4・5 同左]

3 [同左]

[表同左]

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項ロに掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項ハに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項ニに掲げる機能をいう。

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の接続料原価

に営業費を算入する場合には、同条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）及び2の2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに当該欄を分けてそれぞれ記載すること。

[3・4 略]

#### 4 原価の合算

[表略]

[注1 略]

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項に掲げる機能ごと（同表1の項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること。

3 「接続料原価」の欄には、1（音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出）、2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）、2の2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）又は2の3（データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出）により算出された額を記載すること。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、2及び2の2により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「接続料原価」及び「計」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

4 「（電気通信事業者の別）」の欄は、必要に応じ、適宜追加すること。

様式第17の4の3（第23条の9の3関係）

#### 1 機能に係るレートベース

[表略]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同表1の項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第6項により算定する場合を除く。）。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、様式第17の4の6（役務別指定設備帰属明細表）及び様式第17の4の7（機能別運転資本計算表）により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「金額」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

[2～4 略]

#### 2 資本構成比

に営業費を算入する場合には、同条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、当該接続料ごとの欄にそれぞれの接続料原価に算入する営業費の額を記載すること。

[3・4 同左]

#### 4 [同左]

[表同左]

[注1 同左]

2 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること。

3 「接続料原価」の欄には、1（音声伝送交換機能、MNP転送機能及びSMS伝送交換機能の接続料原価の算出）、2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）、2の2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）又は2の3（データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出）により算出された額を記載すること。

4 「（電気通信事業者の別）」の項は、必要に応じ、適宜追加すること。

様式第17の4の3（第23条の9の3関係）

#### 1 [同左]

[表同左]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。

[2～4 同左]

#### 2 [同左]

貸借対照表の額	基礎事業年度の貸借対照表の額(期首値)	基礎事業年度の貸借対照表の額(期末値)	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	
自己資本比率	

注 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

3 他人資本費用

[表略]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと(同表1の項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと)に作成すること(同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第6項により算定する場合を除く。))。また、将来原価方式対象機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。)については、1(機能に係るレートベース)により算定された実績値及び三事業年度分の子測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2 「機能に係るレートベース」の項には、1(機能に係るレートベース)により算定された値を用いること。

3 [略]

4 [略]

5 [略]

4 有利子負債・有利子負債以外の負債構成比

負債の勘定科目	基礎事業年度の期首値	基礎事業年度の期末値	平均値
有利子負債に該当する勘定科目			
有利子負債の合計額			

有利子負債比率	
---------	--

貸借対照表の額	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額(期首値)	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額(期末値)	平均値
負債の額			
純資産の額			
合計額			

他人資本比率	
自己資本比率	

[新設]

3 [同左]

[表同左]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと(同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと)に作成すること(同条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。))。

[新設]

2 [同左]

3 [同左]

4 [同左]

4 [同左]

負債の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の期首値	原価及び利潤の算定期間の期末値	平均値
有利子負債に該当する勘定科目			
有利子負債の合計額			

有利子負債比率	
---------	--



有利子負債以外の負債に該当する勘定科目				有利子負債以外の負債比率
有利子負債以外の負債の合計額				

有利子負債以外の負債に該当する勘定科目				有利子負債以外の負債比率
有利子負債以外の負債の合計額				

合計額			
-----	--	--	--

合計額			
-----	--	--	--

注1 「有利子負債に該当する勘定科目」及び「有利子負債以外の負債に該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

注 「有利子負債に該当する勘定科目」及び「有利子負債以外の負債に該当する勘定科目」の項は、必要に応じ、適宜増減すること。

2 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

2 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

5 有利子負債に対する利率

損益計算書上の勘定科目	基礎事業年度の損益計算書の額
合計	

5 [同左]

損益計算書上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の損益計算書の額
合計	

貸借対照表上の勘定科目	基礎事業年度の貸借対照表の額（期首値）	基礎事業年度の貸借対照表の額（期末値）	平均値
合計			

貸借対照表上の勘定科目	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額（期首値）	原価及び利潤の算定期間の貸借対照表の額（期末値）	平均値
合計			

有利子負債に対する利率	
-------------	--

有利子負債に対する利率	
-------------	--

[注1～3 略]

[注1～3 同左]

4 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

[新設]

6 自己資本費用

6 [同左]

[表略]

[表同左]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同表1の項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項ロに定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと

類ごと))に作成すること(同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第6項により算定する場合を除く。)。また、将来原価方式対象機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。)については、1(機能に係るレートベース)により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2 「機能に係るレートベース」の項には、1(機能に係るレートベース)により算定された値を用いること。

3 [略]

4 [略]

7 自己資本利益率

	基礎事業年度の 前々事業年度の 自己資本利益率	基礎事業年度の 前事業年度の自 己資本利益率	基礎事業年度の 自己資本利益率	過去三期平均 値
リスクの低い 金融商品の平 均金利				
β				
主要企業の平 均自己資本利 益率ーリスク の低い金融商 品の平均金利				
自己資本利益 率				

[注1~3 略]

4 基礎事業年度は、第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。

9 利益対応税

[表略]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと(同表1の項口に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと))に作成すること(同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第6項により算定する場合を除く。)。また、将来原価方式対象機能(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。)については、1(機能に係るレートベース)及び6(自己資本費用

))に作成すること(同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。)。)

[新設]

2 [同左]

3 [同左]

7 [同左]

	原価及び利潤の 前々算定期間の 自己資本利益率	原価及び利潤の 前算定期間の自 己資本利益率	原価及び利潤の 算定期間の自己 資本利益率	過去三期平均 値
リスクの低い 金融商品の平 均金利				
β				
主要企業の平 均自己資本利 益率ーリスク の低い金融商 品の平均金利				
自己資本利益 率				

[注1~3 同左]

[新設]

9 [同左]

[表同左]

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと(同項口に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと(同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと))に作成すること(同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。)。)

)により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

- 2 「自己資本費用」の項には6（自己資本費用）により算定された値を用いること。
- 3 「機能に係るレートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債比率×利子相当率」の項のうち、「機能に係るレートベース」については、1（機能に係るレートベース）により算定された値を用いること。

[10 略]

11 利潤

[表略]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同表1の項口に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第6項により算定する場合を除く。）。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、3（他人資本費用）、6（自己資本費用）及び9（利益対応税）により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに「数値」の欄を分けてそれぞれ記載すること。

2 「他人資本費用」、「自己資本費用」及び「利益対応税」の項には、それぞれ、3（他人資本費用）、6（自己資本費用）及び9（利益対応税）により算定された値を用いること。

12 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第6項により算定する接続料の利潤

[表略]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第6項により接続料を算定する場合に作成すること。

2 各項目のうち実績値及び三事業年度分の予測値を算定しているものについては、実績値を用いること。

3 [略]

4 [略]

様式第17の4の4（第23条の9の3関係）

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料に係る需要

項目	実績値 (事業年度) (単位：Mbps)	実績値の 算定方法	参考値 (事業年度) (単位：Mbps)	予測値 (事業年度) (単位：Mbps)	予測値の 算定方法

[10 同左]

11 [同左]

[表同左]

注 第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表に掲げる機能ごと（同項口に定める機能にあつては、同条第2項各号に掲げる部分ごと（同項第3号に掲げる部分について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあつては、SIMカードの種類ごと））に作成すること（同条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第3号に掲げる部分の接続料にあつては、同令第13条第2項により算定する場合を除く。）。

12 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により算定する接続料の利潤

[表同左]

注1 第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項により接続料を算定する場合に作成すること。

[新設]

2 [同左]

3 [同左]

様式第17の4の4（第23条の9の3関係）

1 [同左]

項目	値 (単位：Mbps)	備考

需要

[注1 略]

- 2 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測値を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した値を記載すること。
- 3 「予測値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に該当するものとして算定された合理的な将来の予測値を、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。
- 4 「実績値の算定方法」の欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。
- 5 「予測値の算定方法」の欄には、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、データ伝送容量の拡充予定等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

1の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料に係る需要

項目	数値（単位：回線）			予測値の算定方法
	実績値 （事業年度）	参考値 （事業年度）	予測値 （事業年度）	
需要				

- 注1 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。
- 2 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測値を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した値を記載すること。
  - 3 「予測値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第11条第2項の規定により同項第2号に該当するものとして算定された合理的な将来の予測値を、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。
  - 4 「予測値の算定方法」の欄には、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、データ伝送容量の拡充予定等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

需要

[注1 同左]

- 2 備考欄には、需要の算定方法の概要を記載すること。

[新設]

[新設]

[新設]

1の2 [同左]

項目	数値（単位：回線）	備考
需要		

- 注 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項口に掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。

[1の3～3 略]

様式第17の4の5（第23条の9の3関係）

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料

	実績値（事業年度）		予測値（事業年度）	
	（設備等の算定上の区分）	計	（設備等の算定上の区分）	計
原価（単位：円）				
利潤（単位：円）				
需要（単位：Mbps）				
（原価+利潤）÷需要				
当該機能による使用回数				
接続料単価				
備考				

[注1～7 略]

8 「予測値」の欄には、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けてそれぞれ記載すること。

1の2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料

	実績値（事業年度）	予測値（事業年度）
原価（単位：円）		
利潤（単位：円）		
需要（単位：回線）		
接続料単価		
備考		

[注1～3 略]

4 「予測値」の欄には、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けてそれぞれ記載すること。

[1の3～4 略]

様式第17の4の6（第23条の9の3関係）

役員別指定設備帰属明細表（レポートベースの正味固定資産の算定）

事業年度 自 年 月 日  
至 年 月 日

[1の3～3 同左]

様式第17の4の5（第23条の9の3関係）

1 [同左]

	（設備等の算定上の区分）	計
原価（単位：円）		
利潤（単位：円）		
需要（単位：Mbps）		
（原価+利潤）÷需要		
当該機能による使用回数		
接続料単価		
備考		

[注1～7 同左]

[新設]

1の2 [同左]

	数値
原価（単位：円）	
利潤（単位：円）	
需要（単位：回線）	
接続料単価	
備考	

[注1～3 同左]

[新設]

[1の3～4 同左]

様式第17の4の6（第23条の9の3関係）

役員別指定設備帰属明細表（レポートベースの正味固定資産の算定）

事業年度 自 年 月 日  
至 年 月 日

1 音声伝送役務

(単位：円)

	音声伝送交換機能			MNP転送機能			SMS伝送交換機能			その他			合計		
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値
	電気通信事業固定資産														
有形固定資産 (帳簿価額)															
機械設備															
空中線設備															
通信衛星設備															
端末設備															
市内線路設備															
市外線路設備															
土木設備															
海底線設備															
建物															
構築物															
機械及び装置															
車両及び船舶															
工具、器具及び備品															
休止設備															
土地															
リース資産															
建設仮勘定															
有形固定資産 合計															

(単位：円)

役務の種類	移動電気通信役務																					
	音声伝送役務												データ伝送役務									
	音声伝送交換機能			MNP転送機能			SMS伝送交換機能			その他			合計			データ伝送交換機能		その他		合計		
	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	期首値	期末値	平均値	
電気通信事業固定資産																						
有形固定資産 (帳簿価額)																						
機械設備																						
空中線設備																						
通信衛星設備																						
端末設備																						
市内線路設備																						
市外線路設備																						
土木設備																						
海底線設備																						
建物																						
構築物																						
機械及び装置																						
車両及び船舶																						
工具、器具及び備品																						
休止設備																						
土地																						
リース資産																						
建設仮勘定																						









ロに掲げる機能をいう。

- 2 携帯電話及びBWAに係るもののみを記載すること。
- 3 携帯電話、BWA等の区分の別に従い、レートベースの算定を分ける場合にあっては、当該区分ごとに分割すること。
- 4 「データ伝送交換機能」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料（同項第3号に掲げる部分について、同令第13条第6項により算定する場合には、当該接続料を除く。）ごと、同令第4条第2項第3号に掲げる部分の接続料について、SIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合にあっては、SIMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。
- 5 第二種指定電気通信設備接続料規則第16条第1項の規定に基づき接続料を設定する場合は、自らの第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額及び共同設定者の同表の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額を記載すること。
- 6 「参考値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第3項の規定により同項第2号に該当するものとして合理的な将来の予測値を算定する際に、基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）の翌年度の値を推計した場合に、当該年度の算定した値を記載すること。
- 7 「予測値」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第8条第3項の規定により同項第2号に該当するものとして算定された合理的な将来の予測値を、予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）を設定する三事業年度について、適用される事業年度ごとに欄を分けて記載すること。
- 8 「算定方法」の欄には、資産区分ごとに、予測値の算定方法を具体的に記載すること。予測値の算定に当たり、過去の実績値からの推測のみでなく、基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等の算定時点で判明している各事業年度の予測接続料に影響を与え得る要素を反映した場合、それらがわかるよう記載すること。また、事業年度ごとに算定方法が異なる場合は、当該事業年度ごとに記載すること。

様式第17の4の7（第23条の9の3関係）

〔表略〕

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同表1の項ロに掲げる機能を、「MNP転送機能」は同表1の項ハに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同表1の項ニに掲げる機能をいう。

〔2 略〕

- 3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄には、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、同項第3号に掲げる部分の接続

様式第17の4の7（第23条の9の3関係）

〔表同左〕

注1 「音声伝送交換機能」は第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項イに掲げる機能を、「データ伝送交換機能」は同項ロに掲げる機能を、「MNP転送機能」は同項ハに掲げる機能を、「SMS伝送交換機能」は同項ニに掲げる機能をいう。

〔2 同左〕

- 3 「データ伝送交換機能に係る運転資本の額」の欄は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第2項各号に掲げる部分の接続料ごとに欄を分け、同項第3号に掲げる部分の接続料

料についてSIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該接続料についてSIMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。この場合において、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）、同様式表2の2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）及び同様式表2の3（データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出）の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。また、将来原価方式対象機能（第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に規定する将来原価方式対象機能をいう。）については、様式第17の4の2表2及び同様式表2の2により算定された実績値及び三事業年度分の予測値ごとに当該欄を分けてそれぞれ記載すること。なお、同令第13条第6項により算定する接続料については、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄は記載を要さない。

[4～6 略]

様式第17の4の8（第23条の9の3関係）

1 貸借対照表に計上された額の合算

[表略]

[注1・2 略]

3 算定する接続料の基礎事業年度（第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。）、その前事業年度、前々事業年度及び前々々事業年度ごとに作成すること。

4 「（電気通信事業者の別）」の欄は、必要に応じ、適宜追加すること。

[5 略]

2 営業外費用の合算

[表略]

[注1 略]

2 「（電気通信事業者の別）」の欄は、必要に応じ、適宜追加すること。

[3 略]

様式第17の4の9（第23条の9の3関係）

1 データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率

	予測値	実績値	予測値／ 実績値	乖離が生じた理由
原価（単位：円）				
利潤（単位：円）				
需要（単位：Mbps）				
接続料単価				

注1 「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第

についてSIMカードの種類ごとに異なる接続料を設定する場合は、当該接続料についてSIMカードの種類ごとに欄を分けて記載すること。この場合において、「接続料原価」、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄には、それぞれ様式第17の4の2表2（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の原価の算出）、同様式表2の2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料の原価の算出）及び同様式表2の3（データ伝送交換機能のSIMカード枚数単位接続料の原価の算出）の「接続料原価」の該当する欄の値を記載すること。なお、同令第13条第2項により算定する接続料については、「減価償却費」、「固定資産除却費」及び「租税公課」の欄は記載を要さない。

[4～6 同左]

様式第17の4の8（第23条の9の3関係）

1 [同左]

[表同左]

[注1・2 同左]

3 原価及び利潤の算定期間、前算定期間、前々算定期間並びに前々々算定期間ごとに作成すること。

4 「（電気通信事業者の別）」の項は、必要に応じ、適宜追加すること。

[5 同左]

2 [同左]

[表同左]

[注1 同左]

2 「（電気通信事業者の別）」の項は、必要に応じ、適宜追加すること。

[3 同左]

[新設]

- 4 条第 1 項の表 1 の項口に掲げる機能の同条第 2 項第 1 号に掲げる部分の接続料をいう。
- 2 「予測値」の欄には、「実績値」に記載する原価及び利潤の算定の基礎となった会計の事業年度に適用された予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 3 項に規定する予測接続料をいう。）の原価、利潤及び需要を記載すること。
  - 3 「実績値」の欄には、様式第 17 の 4 の 5 表 1（データ伝送交換機能の回線容量単位接続料）により算定された実績値を記載すること。
  - 4 「予測値／実績値」の欄には、予測値を実績値で除したものを百分率で記載すること。
  - 5 「乖離が生じた理由」の欄には、予測値と実績値に乖離が生じた理由を具体的に記載すること。

1 の 2 データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する予測値の比率

	予測値	実績値	予測値／ 実績値	乖離が生じた理由
原価（単位：円）				
利潤（単位：円）				
需要（単位：Mbps）				
接続料単価				

- 注 1 「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第 4 条第 1 項の表 1 の項口に掲げる機能の同条第 2 項第 2 号に掲げる部分の接続料をいう。
- 2 「予測値」の欄には、「実績値」に記載する原価及び利潤の算定の基礎となった会計の事業年度に適用された予測接続料（第二種指定電気通信設備接続料規則第 13 条第 3 項に規定する予測接続料をいう。）の原価、利潤及び需要を記載すること。
  - 3 「実績値」の欄には、様式第 17 の 4 の 5 表 1 の 2（データ伝送交換機能の回線数単位接続料）により算定された実績値を記載すること。
  - 4 「予測値／実績値」の欄には、予測値を実績値で除したものを百分率で記載すること。
  - 5 「乖離が生じた理由」の欄には、予測値と実績値に乖離が生じた理由を具体的に記載すること。

備考 表 10 の [ ] の記載及び対象規定の 1 重線を付した欄記号を除く全体に付した横線は社記である。

(第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第二条 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 実績原価方式 法第三十四条第六項の規定により整理された会計（以下二種接統会計という。）及び通信量等の実績値を基礎として算定された原価、利潤及び需要に基づき接統料を算定する方式をいう。</p> <p>四 将来原価方式 二種接統会計及び通信量等の実績値を基礎として算定された原価、利潤及び需要の、接統料が適用される事業年度に係る予測値に基づき当該接統料を算定する方式をいう。</p> <p>(接統料の原価及び利潤)</p> <p>第六条 「略」</p> <p>2 接統料の利潤は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定の基礎として用いる資産、負債及び純資産の額は、貸借対照表（接統会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをいう。以下同じ。）に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをいう。以下同じ。）を用いるものとする。</p> <p>3 接統料の原価及び利潤の算定期間は、次の各号に掲げる接統料の算定方式の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 実績原価方式 一年</p> <p>二 将来原価方式 三年</p> <p>(第二種指定設備管理運営費の算定)</p> <p>第七条 「略」</p> <p>2 前項の費用は、当該費用を用いて算定する接統料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める費用の額を基礎として算定する。</p> <p>一 実績原価方式 接統会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に記載された費用の額</p> <p>二 将来原価方式 接統会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に記載された費用の額を基礎として、合理的な将来の予測に基づき算定された額</p> <p>(他人資本費用)</p> <p>第八条 「略」</p> <p>「2 略」</p> <p>3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、当該正味固定資産価額を用いて算定する接統料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 実績原価方式 接統会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額</p> <p>二 将来原価方式 接統会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎とし</p>	<p>(用語)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>「新設」</p> <p>(接統料の原価及び利潤)</p> <p>第六条 「同上」</p> <p>2 接統料の利潤は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該法定機能に係る接統料の利潤の算定期間に係る貸借対照表（接統会計規則第四条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則第五条第一項前段の規定に基づき作成する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをいう。以下同じ。）を用いるものとする。</p> <p>3 接統料の原価及び利潤の算定期間は、一年とする。</p> <p>(第二種指定設備管理運営費の算定)</p> <p>第七条 「同上」</p> <p>2 前項の費用は、接統会計規則別表第三の移動電気通信役務収支表に記載された費用を基礎として算定する。</p> <p>(他人資本費用)</p> <p>第八条 「同上」</p> <p>「2 同上」</p> <p>3 前項の対象設備等の正味固定資産価額は、接統会計規則別表第二の役務別固定資産帰属明細表の帳簿価額を基礎として算定された額とする。</p>

て、合理的な将来の予測に基づき算定された額

〔4〕9 略

(接続料設定の原則)

第十一条 〔略〕

2 前項の需要は、当該需要を用いて算定する接続料に係る次の各号に掲げる算定方式の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 実績原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値

二 将来原価方式 接続料を算定する機能ごとの通信量等の合理的な将来の予測値

〔3・4 略〕

(音声伝送交換機能の接続料)

第十二条 第四条第一項の表一の項イに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として実績原価方式に基づき設定するものとする。

(データ伝送交換機能の接続料)

第十三条 〔略〕

2 第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第一号及び第二号に掲げる部分(以下「将来原価方式対象機能」という。)の接続料は、将来原価方式を用いて算定する接続料及び実績原価方式を用いて算定する接続料を設定するものとする。

3 将来原価方式対象機能の将来原価方式を用いて算定する接続料(以下「予測接続料」という。)は、三事業年度分を、適用される事業年度ごとに区分して、設定するものとする。

4 将来原価方式対象機能の実績原価方式を用いて算定する接続料(以下「精算接続料」という。)は、専ら第十七条第四項の規定による精算に用いるものとする。

5 第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料は、実績原価方式に基づき設定するものとする。

6 第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤は、前章の規定にかかわらず、次に掲げる方法により算定することができる。この場合において、第二条第二項第三号の規定の適用については、一法第三十四条第六項の規定により整理された会計(以下「二種接続会計」という。)及び通信量等」とあるのは、「SIMカードの調達費用、SIMカードの管理及び他事業者への提供に要する費用、法第三十四条第六項の規定により整理された会計(以下「二種接続会計」という。)及び通信量等」とする。

〔一 略〕

二 接続料の利潤は、次に掲げる式により計算した運転資本に、第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第一号に掲げる部分の実績原価方式による接続料の算定に用いた利潤を当該算定に係るレートベースで除したものを乗じたものとする。

〔式票〕

7 〔略〕

(番号ポータビリティ転送機能の接続料)

第十四条 第四条第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として、実績原価方式に基づき設定するものとする。

〔4〕9 同上

(接続料設定の原則)

第十一条 〔同上〕

2 前項の需要は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値とする。

〔3・4 同上〕

(音声伝送交換機能の接続料)

第十二条 第四条第一項の表一の項イに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(データ伝送交換機能の接続料)

第十三条 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

2 第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分に係る接続料の原価及び利潤は、次の各号に定める方法により算定することができる。この場合において、当該接続料の原価及び利潤については、前章の規定は適用しない。

〔一 同上〕

二 接続料の利潤は、次に掲げる式により計算した運転資本に、前項第一号の接続料の算定における利潤を当該算定に係るレートベースで除したものを乗じたものとする。

〔式画社〕

3 〔同上〕

(番号ポータビリティ転送機能の接続料)

第十四条 第四条第一項の表一の項ハに掲げる機能の接続料は、通信時間を単位として設定するものとする。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第一項の表一の項二に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として、実績原価方式に基づき設定するものとする。

第十六条 「略」

2 前項の承認を受けた二以上の事業者のうち同項の一の事業者に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

「略」		
第六条第二項	貸借対照表(	自らの貸借対照表(
	「略」	
「略」		
第十三条第六項第二号	「略」	

「3 略」

第十七条 「略」

2 事業者は、前項の規定に基づき接続料(将来原価方式対象機能に係るものを除く。以下この項において同じ。)を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、法定機能ごとに、接続料の変更前後の差額に当該法定機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該接続料の原価及び利潤の算定に当たり基礎となる二種接続会計の事業年度(以下「基礎事業年度」という。)の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該法定機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、基礎事業年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

3 第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第六項の規定に基づき算定する場合においては、当該接続料について、前項の規定は適用しない。

4 事業者は、第一項の規定に基づき、精算接続料を計算し、その結果に基づき精算接続料を変更したときは、当該精算接続料と当該精算接続料の基礎事業年度に適用された予測接続料との差額に当該基礎事業年度に係る需要の実績値を乗じて得た金額を、他事業者と精算するものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(ショートメッセージ伝送交換機能の接続料)

第十五条 第四条第一項の表一の項二に掲げる機能の接続料は、通信回数を単位として設定するものとする。

第十六条 「同上」

2 「同上」

「同上」		
第六条第二項	係る貸借対照表	係る自らの貸借対照表
	「同上」	
「同上」		
第十三条第二項第二号	「同上」	

「3 同上」

第十七条 「同上」

2 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、法定機能ごとに、当該法定機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該法定機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。

3 第四条第一項の表一の項ロに掲げる機能の同条第二項第三号に掲げる部分の接続料の原価及び利潤を第十三条第二項の規定に基づき算定する場合においては、当該接続料について、前項の規定は適用しない。

「新設」



## 附 則

### (施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三第二項の規定は、令和二年四月一日から適用する。

### (経過措置)

- 2 第二条の規定による改正後の第二種指定電気通信設備接続料規則（以下「新接続料規則」という。）の規定は、基礎事業年度（新接続料規則第十七条第二項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）が平成三十年年度以降である接続料の算定から適用し、基礎事業年度が平成二十九年年度以前である接続料の算定については、なお従前の例による。
- 3 平成三十年年度及び令和元年度を基礎事業年度とする精算接続料（新接続料規則第十三条第四項に規定する精算接続料をいう。以下同じ。）に関する新接続料規則第十七条第四項の適用については、「その結果に基づき精算接続料を変更したときは、当該精算接続料と当該精算接続料の基礎事業年度に適用された予測接続料との差額に当該基礎事業年度に係る需要の実績値を乗じて得た金額を」とあるのは、「その結果に基づき接続料を変更したときは、当該精算接続料と当該精算接続料の基礎事業年度に適用された接続料との差額に需要の実績値を乗じて得た金額を、当該精算接続料の基礎事業年度の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、接続料の急

激な変動があると認められる場合にあつては、当該金額を、当該精算接続料の基礎事業年度の期首まで遡及して」とする。